

○第60回 自治体学校 in 福岡 参加レポート（3日目）

日本共産党埼玉県議団事務局 小久保剛志

【概要】

日時：2018年7月23日（月） 9：30～11：45

会場：福岡市民会館大ホール

参加：県議 村岡正嗣・前原かづえ・秋山文和

事務局 馬場民子、小久保剛志、木村邦憲、高橋初 計7名

内容：特別講演（馬奈木昭雄弁護士）、参加者感想など

【講演レポート】

「くらしの現場で国民主権をまもろう—国民主権と「地方自治」を実現するためにたたかい続けること—」と題して、水俣病訴訟やよみがえれ！有明訴訟などで活躍した馬奈木昭雄弁護士が講演されました。

馬奈木氏は、契約はなぜ守らなければならないのかという根本的な問いから出発し、それはお互いに自由な意思をもつ市民が自らの意思にもとづき合意した、すなわちみずから約束したからだ。まさにこのことが近代市民社会、すなわち資本主義社会の法たる近代市民法の大原則であり、日本国憲法の国民主権であり、地方自治の本質も、住民の要求実現は住民みずから合意形成を図ることだと述べました。

その観点から大事なこととして、地方自治体と住民は協同の関係であり、自治体が「中立的立場」に立つとして、行政が住民の立場でなく、企業など一方当事者の立場にたつことは住民の合意形成をまったく無視した姿だと批判しました。そのうえで、住民合意形成のうえで、行政が果たすべき説明はその合意形成に必要な、検討のための資料となるべきデータの提供と合意形成の場の提供だと強調しました。住民との合意形成の好例として川辺川ダム建設事業の経験を紹介。県主導で全ての立場の人が意見を交わす住民討論集会を9回開催し、この討論集会によって形成された「住民の合意」の力が最終的にダム計画を断念させた力になったと語りました。巨大ダム建設など住民合意を軽視し、行政の計画を一方的に押し付ける事例が埼玉県内でもいろいろありますが、住民の立場でどう共同を広げ、行政とたたかっていくのかについて示唆に富む話でした。

さらに、国民主権について、日本国憲法での意義を、映画「わたしは貝になりたい」とストーリーをもとにわかりやすく解説しました。とくに印象的だったのは、日本国憲法を守る義務は権力だけに命じているのではなく、国民にも不断の努力でみずからの権利を守り続けなければならないと憲法が命じているとの指摘でした。だからこそ、1人ひとりが自らの権利を自覚し、国などの侵害に対して権利を守るために主張することが求められていると強く訴えていました。仮に国の命令だとしても、自らの権利を守るために不当な命令は拒否することが必要で、主権者として1人ひとりの国民が権利を主張すれば、戦争は絶対できないとの指摘もつよく心に残りました。